

# 第7回 定時株主総会 招集ご通知

思いやりとテクノロジーで、  
一人ひとりの「幸せな暮らしの意思決定」を  
支え続ける。

**日時** 2024年6月12日（水曜日）  
午前10時（午前9時30分受付開始予定）

**場所** 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号  
住友不動産新宿グランドタワー5階  
ベルサール新宿グランド  
コンファレンスセンター  
Room A+B

郵送、インターネットによる  
議決権行使期限

2024年6月11日（火曜日）  
午後6時30分まで

## 事前質問受付のご案内

本株主総会では、株主のみなさまより、事前質問をお受けいたします。詳しくは以下当社ウェブサイトをご確認ください。株主のみなさまの関心が高いと思われる事項につきましては、総会当日または当社ウェブサイトにてご回答させていただきます。

<https://niftylifestyle.co.jp/ir/meeting/>

※いただいたすべてのご質問への回答をお約束するものではありません。また、ご質問への個別回答はいたしかねます。



## 目次

第7回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	19
計算書類	21
監査報告書	23
株主総会参考書類	29

ニフティライフスタイル株式会社

証券コード：4262

株主各位

東京都新宿区北新宿二丁目21番1号  
ニフティライフスタイル株式会社  
代表取締役社長 成田 隆志

## 第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://niftylifestyle.co.jp/ir/meeting/>



また、当社ウェブサイトのほか、株式会社東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「ニフティライフスタイル」または「コード」に当社証券コード「4262」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、2024年6月11日（火曜日）午後6時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

## 記

1. 日 時 2024年6月12日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号  
住友不動産新宿グランドタワー5階  
ベルサール新宿グランドコンファレンスセンター Room A+B
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第7期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第7期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

## 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬等決定の件
- 第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をご送付しております。なお、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、本書面に記載していない下記の事項につきましては当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトに掲載させていただきます。
  - ・事業報告の「企業集団の現況」のうち「主要な営業所」「主要な借入先」「その他企業集団の現況に関する重要な事項」、「会社の現況」のうち「会計監査人に関する事項」「業務の適正性を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
  - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
  - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがって、本書面は監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際し監査をした書類の一部であります。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- ◎株主総会にご来場の株主さまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## <インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

# インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

### 議決権行使期限

2024年6月11日（火曜日）  
午後6時30分まで



## スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

### 1. QRコードを読み取る

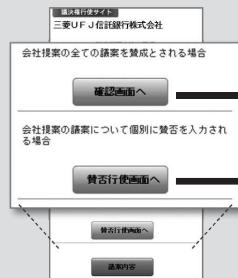


議決権行使書副票（右側）

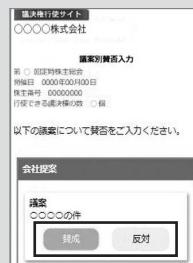
お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

### 2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



### 3. 各議案の賛否を選択

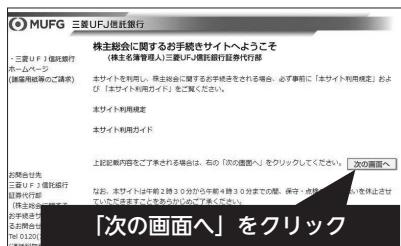


画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。

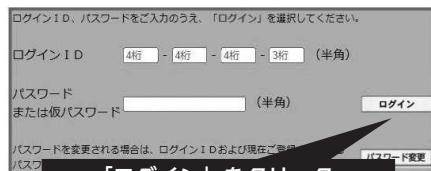
# ログインID・仮パスワードを入力する方法

## 1. 議決権行使ウェブサイト にアクセスする



「次の画面へ」をクリック

## 2. お手元の議決権行使書用紙の 副票（右側）に記載された「ログイン ID」及び「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否を  
ご入力ください。

議決権行使ウェブサイト  
<https://evote.tr.mufg.jp/>



### ご注意事項

- 株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い  
 (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱っていただきますのでご了承ください。  
 (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、同様に最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

### 【議決権行使サイトの操作方法に関する お問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

 0120-173-027

（通話料無料、受付時間：9：00～21：00）

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2023年4月1日～2024年3月31日）における我が国経済は、2023年5月に新型コロナウイルス感染症の位置づけが感染症法上の5類に移行されたことで、経済活動の正常化が進みました。インバウンド需要の回復や個人消費の持ち直しの動き等により、景気は緩やかな回復基調となっていますが、一方で、原材料価格の高騰や為替変動による急激な物価上昇等の影響もあり、依然として先行きは不透明な状況が続きました。

当社グループの中核ビジネスであるニフティ不動産が属する不動産業界につきましては、不動産価格の上昇傾向等を背景に消費者ニーズは落ち着きを見せていますが、コロナ禍を経て改めてライフスタイルへの関心が高まったことにより個々のニーズが多様化しております。また、当社グループ各サービスが属するインターネット広告業界の市場規模は、進展する社会のデジタル化を背景に前年比107.8%の3兆3,330億円に達する等、堅調に伸長しております。（株式会社電通「2023年 日本の広告費」より）

このような事業環境のもと、当社グループは、昨年5月に当連結会計年度を初年度とする中期経営計画（2024年3月期～2026年3月期）を発表いたしました。「思いやりとテクノロジーで、一人ひとりの『幸せな暮らしの意思決定』を支え続ける。」をパーパスとして策定し、本パーパスを軸に、以下3つの重点項目を定めました。

#### <中期経営計画骨子>

事業基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社グループが持つ強みやアセットを活かし、事業ドメインを不動産テック、ウェルネステック、クロステックの3領域へ再定義</li> <li>・将来に向けた第2第3の事業の柱を創出し、事業基盤の強化を図る</li> </ul>
事業拡大による収益源の多様化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存事業の着実な成長と新規事業の創出の2軸に注力</li> <li>・事業投資、戦略投資の推進により、周辺領域での事業を強化・拡大し、収益源の多様化を図る</li> </ul>
新たな価値が生まれる組織環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社ミッションの実現に向かって、新たな価値やイノベーションが生まれる組織への進化を目指す</li> </ul>
定量目標 (2026年3月期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・売上高 45.5億円 (CAGR15%) 営業利益 10億円 (CAGR20%)</li> </ul> <p style="text-align: right;">※CAGR：2023年3月期実績に対する年平均成長率</p>

当連結会計年度においては、中期経営計画に基づき事業基盤の強化に取り組み、既存事業における着実な売上高成長や効率を重視したコストマネジメント、各サービスの利用者増加を目指した施策等を推進してまいりました。

また、デジタルマーケティング分野における提供価値の向上等を見込んで、2023年9月に上場後初となるM&Aとして、株式会社GiRAFFE & Co. (以下、「ジラフ社」という。)を子会社化しております。

不動産テック領域の主力サービスであるニフティ不動産においては、年間を通してオーガニック流入増加に向けたSEO施策を推進したことや効率的なプロモーションを実施したことに加え、アプリのユーザビリティ向上のため、UI/UX (注1) 改善のための取り組みを継続した結果、MAU (Monthly Active Users) が伸長し、売上高は好調に推移しました。2023年6月にはアプリダウンロード数が累計1,000万超を達成 (注2)、直近2024年3月末では累計1,100万ダウンロードを超えるなど、堅調に推移しています。

ウェルネステック領域のニフティ温泉においては、レジャー需要の回復が進んだことに加え、各種ランキングや特集記事の充実等を図り、新たなユーザー獲得に努めた結果、2024年1月には過去最高の473万MAUを達成しました。これらに伴いクーポンビジネスが堅調に推移したほか、体験型広告サービスにおける営業体制の強化が奏功し、ナショナルクライアントからの受注増加につながったこと等から、売上高は回復基調となりました。2024年1月には温浴施設の決済に関するDX支援として、事前決済サービス「電子チケット」を開始いたしました。温浴施設側にとっては集客強化に加え、入館時のオペレーション業務の円滑化を図ることで、負担軽減及び業務効率化に寄与するほか、ユーザーにとっては入館時の混雑回避や入館料支払いに係る時間短縮等が期待できます。

クロステック領域における主力サービスであるDFOは、SaaSツール提供によるストック型収益の安定的な成長に加え、広告運用サービスのアップセルが進んだこと等により、堅調に推移しました。また、ジラフ社が手掛けるSEOコンサルティングは、テクニカルSEOをはじめとするWEBマーケティングコンサルティングの成果と品質の向上等に努めた結果、売上高は想定よりも上振れて着地しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は3,559百万円（前年同期比18.3%増）となり、設立以来6期連続で過去最高値を更新いたしました。利益面につきましては、営業利益は933百万円（前年同期比63.4%増）、経常利益は937百万円（前年同期比64.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は631百万円（前年同期比86.2%増）となり、いずれも前年度を大幅に上回る結果となりました。主な増加要因は、営業利益につきましては、売上高の伸長に加え、集客効率最適化への取り組み等が奏功したこと等によるものです。また、当期純利益につきましては、前述の営業利益の伸長に加え、子会社事業計画見直しに伴う法人税等調整額の計上により増加したものです。

なお、当社グループは、「行動支援サービス事業」の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

注1 UI：User Interface サービスの画面表示や機能の操作性・利便性

UX：User Experience サービス等の利用を通じて利用者が得る体験

注2 2013年11月のアプリリリース開始からのシリーズ（賃貸版iOS／Android、購入版iOS／Android）合計の累計ダウンロード数

## ② 設備投資の状況

当事業年度の主要な設備投資 無形固定資産 158百万円

主な内容は、サービス用ソフトウェア開発等であります。

## ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## ④ 重要な企業再編等の状況

当社は2023年9月29日付で株式会社GiRAFFE&Co.の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第4期 2021年3月期	第5期 2022年3月期	第6期 2023年3月期	第7期 2024年3月期
売上高(百万円)	2,264	2,756	3,007	3,559
営業利益(百万円)	802	935	571	933
経常利益(百万円)	802	913	570	937
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	507	603	339	631
1株当たり当期純利益(円)	101.55	113.13	54.23	99.32
総資産(百万円)	2,102	4,967	5,300	6,301
純資産(百万円)	1,487	4,390	4,753	5,281
1株当たり純資産(円)	297.41	702.51	748.35	827.45

(注) 百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社ノジマ及びニフティ株式会社であります。株式会社ノジマは、当社株式を直接所有するニフティ株式会社の親会社であり、当社株式4,150千株（議決権比率65.2%）を間接所有しております。

### ② 親会社等との間の取引に関する事項

当社は親会社より取締役を受け入れておりますが、親会社と当社との間には、当社の重要な財務及び事業の方針に関する契約等はなく、当社独自の経営判断で事業活動や経営上の決定を行っているため、親会社からは一定の独立性が確保されているものと考えております。

当社は、原則として親会社等との間で取引を行わない方針としておりますが、取引を検討する場合は、「関連当事者取引管理規程」に則り、少数株主の利益を損なうことのないよう、取締役会にて取引の合理性（事業上の必要性）と取引条件の妥当性について十分に検討し、意思決定を行っております。

### ③ 重要な子会社の状況

名称 (所在地)	資本金 (千円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社GiRAFFE & Co. (東京都千代田区)	3,000	100.0	テクニカルSEOやサイト解析に関するコンサルティング等
株式会社Tryell (東京都新宿区)	6,500	100.0	オンライン内見を中心とした不動産ソリューションサービスの提供

- (注) 1. 当社は2023年9月29日付で株式会社GiRAFFE&Co.の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。
2. 当社は2024年2月26日開催の取締役会における決議に基づき、経営の効率化及び意思決定の迅速化を目的として、株式会社Tryellを2024年4月1日付で吸収合併いたしました。

### ④ 事業年度末における特定完全子会社 該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

次期（2025年3月期）は中期経営計画の2年目となります。当計画の目標達成に向けて、不動産テック領域を中心に既存事業の売上拡大を図るとともに、周辺領域への新規展開を行うことで、事業基盤の強化と収益源の多様化に取り組んでまいります。費用面では、注力分野への投資を進める一方、さらなる集客効率の最適化を図ることで、収益向上を目指してまいります。

業績予想につきましては、売上高は3,946百万円（前年同期比10.9%増）、営業利益は958百万円（前年同期比2.6%増）、経常利益は946百万円（前年同期比1.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は625百万円（前年同期比1.0%減）となる見通しです。

## (5) 主要な事業の概況 (2024年3月31日現在)

当社グループは、当社及び連結子会社（株式会社GIRAFFE&Co.、株式会社Tryell）の3社で構成されています。事業概要としては「行動支援サービス事業」の単一セグメントで、事業ドメインは以下のライフスタイル3領域にて展開しております。

注力領域	内容
不動産テック領域	<p>【ニフティ不動産】</p> <p>大手不動産ポータル物件情報約1,300万件をまとめて一括検索できる賃貸・購入領域での不動産物件情報検索プラットフォームサービス。国内最大級の膨大な情報量とUI/UXにこだわった使い勝手の良いアプリでのサービス提供が強み</p> <p>【オンライン内見】</p> <p>不動産事業者向け送客/DX支援サービス</p>
ウェルネステック領域	<p>【ニフティ温泉】</p> <p>全国約1万7,000件の日帰り温浴施設や温泉、スパの情報やお得なクーポン、口コミ等を掲載する、日本最大級の温浴施設総合情報検索プラットフォームサービス。温浴施設をマーケティングの場として活用し、健康や美容に興味のあるユーザー向けに広告プランを提案する「体験型広告サービス」も実施</p>
クロステック領域	<p>【DFO】</p> <p>インターネット広告出稿時に、商品データを最適な広告配信フォーマットへ自動変換する広告入稿支援ツール「DFO(Data Feed Optimization)」をSaaS型ビジネスとして提供</p> <p>【SEOコンサルティング】</p> <p>子会社の株式会社GIRAFFE &amp; Co.が手掛ける。テクニカルSEO支援をはじめとするWEBマーケティングの課題に対応するコンサルティングサービスを展開</p>

## (6) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減数
82名〔8名〕	14名〔△1名〕

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、〔〕は臨時従業員数（アルバイト）の期中平均雇用人員を外数で記載しております。
2. 前連結会計年度末に比べ従業員数が14名増加しておりますが、主として株式会社GIRAFFE&Co.を連結子会社としたことによるものです。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
64名〔7名〕	0名〔△1名〕	39.8歳	3.5年

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、〔〕は臨時従業員数（アルバイト）の期中平均雇用人員を外数で記載しております。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況

① 発行可能株式総数 20,000,000株

② 発行済株式の総数 6,364,400株

③ 株主数 3,608名

#### ④ 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
ニフティ株式会社	4,150,000	65.2
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	175,700	2.8
木下 圭一郎	138,400	2.2
BNY GCM CLIENT ACCOUNT J P RD AC ISG (FE-AC)	64,600	1.0
株式会社白夜書房	54,800	0.9
前田 義明	41,000	0.6
藪 太一	40,000	0.6
野村證券株式会社	37,700	0.6
株式会社SBI証券	34,600	0.5
J P JPMSE LUX RE UBS AG LO NDON BRANCH EQ CO	32,700	0.5

## (2) 新株予約権等の状況

### ① 当事業年度末日における新株予約権の状況

名称 (発行日)	行使期間	新株予約権 の数	目的となる 普通株式の数	保有者数	発行価額	行使価額
第1回新株予約権 (2020年3月19日)	2023年3月18日～ 2028年3月17日	87個	8,700株	15名	無償	1株当たり 194円
第2回新株予約権 (2021年3月18日)	2024年3月17日～ 2029年3月16日	164個	16,400株	10名	無償	1株当たり 801円
第3回新株予約権 (2022年7月1日)	2025年6月15日～ 2030年6月14日	450個	45,000株	25名	無償	1株当たり 1,219円
第4回新株予約権 (2023年7月1日)	2026年6月14日～ 2031年6月13日	470個	47,000株	34名	無償	1株当たり 862円

#### 新株予約権行使の条件

(第1回・第2回・第3回・第4回共通)

- ・新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役及び従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、正当な理由が存すると取締役会が認めた場合には権利行使をなしうるものとする。
- ・新株予約権の相続を認めないものとする。

上記新株予約権のうち当社役員の保有状況

	名称	新株予約権の数	目的となる普通株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	第1回新株予約権	0個	0株	0名
	第2回新株予約権	0個	0株	0名
	第3回新株予約権	175個	17,500株	4名
	第4回新株予約権	215個	21,500株	4名
社外取締役	第1回新株予約権	0個	0株	0名
	第2回新株予約権	0個	0株	0名
	第3回新株予約権	40個	4,000株	2名
	第4回新株予約権	60個	6,000株	2名

### ② 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

当事業年度中に当社執行役員及び従業員に職務執行の対価として交付した新株予約権は、(2)①に記載の第4回新株予約権のとおりであり、その区分別合計は下記のとおりであります。

当事業年度末日における新株予約権の状況

	新株予約権の数	目的となる普通株式の数	交付者数
執行役員	50個	5,000株	2名
従業員	145個	14,500株	26名

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況

取締役及び監査役の氏名等 (2024年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	成田 隆志	株式会社Tryell取締役 株式会社GiRAFFE&Co.取締役
取締役	広田 朋美	事業本部長 株式会社GiRAFFE&Co.取締役
取締役	浅野 雄太	管理本部長 兼 経営管理部長 株式会社Tryell取締役 株式会社GiRAFFE&Co.取締役
取締役	野島 亮司	株式会社ノジマ取締役兼代表執行役副社長 ニフティ株式会社代表取締役会長 ニフティコミュニケーションズ株式会社代表取締役会長 株式会社セシール代表取締役会長 AXN株式会社代表取締役CEO 株式会社AXNエンタテインメント代表取締役CEO
取締役	小川 卓	株式会社HAPPY ANALYTICS代表取締役社長 株式会社Faber Company取締役
取締役	森 泰一郎	株式会社森経営コンサルティング代表取締役
常勤監査役	藤城 哲哉	株式会社Tryell監査役
監査役	寺西 章悟	田島・寺西・遠藤法律事務所 代表パートナー弁護士
監査役	角野 里奈	角野里奈公認会計士事務所代表 株式会社エスクリ社外取締役 (監査等委員) 株式会社リビングプラットフォーム社外監査役

- (注) 1. 取締役小川卓、森泰一郎の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、取締役小川卓氏、取締役森泰一郎氏、監査役寺西章悟氏、監査役角野里奈氏の4氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
3. 監査役寺西章悟、角野里奈の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役角野里奈氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 責任限定契約の内容の概要  
当社は、社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める最低限度額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

## 6. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役、管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が会社の役員等としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や争訟費用が填補されることとなります。

ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の一定の免責事由があります。

7. 代表取締役社長成田隆志、取締役浅野雄太、監査役藤城哲哉の各氏が兼職している株式会社Tryellは、2024年4月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅いたしました。
8. 取締役野島亮司氏は、2024年3月31日付で株式会社ノジマ取締役兼代表執行役副社長、ニフティ株式会社代表取締役会長及びニフティコミュニケーションズ株式会社代表取締役会長を退任しております。また、2024年3月31日付で株式会社セシール代表取締役会長を退任し、2024年4月1日付で同社代表取締役社長に就任いたしました。
9. 当事業年度末日後の2024年4月1日付で次のとおり取締役の担当変更を行いました。
  - ・取締役広田朋美氏は、人材組織開発部長に就任いたしました。
  - ・取締役浅野雄太氏は、経営管理部長に就任いたしました。

## ② 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を取締役会で決議しております。また、当社は、取締役会の任意の諮問委員会として、独立社外役員が委員長を務める指名報酬委員会を設置しており、指名報酬委員会は、取締役会の委任を受けて取締役の報酬を決定します。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は以下のとおりです。

#### a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の取締役の報酬等は基本報酬及び非金銭報酬とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

#### b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件に関する方針を含む）

基本報酬は月額固定の金銭報酬とし、役位、職責、当社の業績、従業員給与の水準、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、本人の業務評価を総合的に勘案して報酬額を決定します。

- c. 非金銭報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件に関する方針を含む。）

非金銭報酬は株式報酬とし、業績の向上を通じて企業価値及び株主価値の持続的な向上を図る経営を推進するインセンティブを与えるものとして適切な株式報酬の内容、額もしくは数又はその算定方法、当該株式報酬を与える時期又は条件、その他必要な事項等については、支給決定の都度決定いたします。

- d. 基本報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

各取締役の金額固定報酬の額又は非金銭報酬の額の各取締役の報酬等の額に対する割合については、役位、職責、当社の業績、従業員給与の水準、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえつつ、業績の向上を通じて、企業価値及び株主価値の持続的な向上を図る経営を推進するインセンティブとして十分に機能するための最適な構成といたします。

□. 取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する事項

各取締役の個人別報酬額については、取締役会決議に基づき指名報酬委員会がその具体的内容の決定について委任を受けております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬及び非金銭報酬の額の決定であります。指名報酬委員会に個人別報酬額の決定権限を委任している理由は、指名報酬委員会は、取締役会の下に設置された構成員半数以上の委員を独立社外役員で構成する委員会であり、報酬等の決定に関する手続きの公正性・透明性・客観性を確保するためであります。また、株式報酬については、各取締役の金額固定報酬の額又は非金銭報酬の額の、各取締役の報酬等の額に対する割合の妥当性についての指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で各取締役の割当株式数等を決議いたします。なお、指名報酬委員会の各構成員については次のとおりであります。

- a. 構成員の指名、地位及び担当

委員長：森泰一郎（社外取締役）、委員：小川卓（社外取締役）、委員：寺西章悟（社外監査役）、委員：成田隆志（代表取締役社長）、委員：野島亮司（取締役）

## 八、当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	39,667 (10,578)	34,140 (9,450)	—	5,527 (1,128)	8 (3)
監査役 (うち社外監査役)	15,908 (8,400)	15,908 (8,400)	—	—	3 (2)
合計 (うち社外役員)	55,575 (18,978)	50,048 (17,850)	—	5,527 (1,128)	11 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与部分は含まれておりません。
2. 上表には、2023年6月14日開催の第6回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名(社外取締役1名を含む)を含んでおります。
3. 2019年6月19日開催の第2回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額60百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名であります。
4. 非金銭報酬等は、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額であります。当該ストックオプションの内容及び状況は、2.(1)新株予約権等の状況に記載のとおりであります。
5. 2019年8月28日開催の臨時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額20百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

## ③ 社外役員の状況

## イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役小川卓氏は、株式会社HAPPY ANALYTICSの代表取締役社長、株式会社Faber Companyの取締役を兼任しております。当社と株式会社HAPPY ANALYTICS、株式会社Faber Companyとの間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役森泰一郎氏は株式会社森経営コンサルティングの代表取締役を兼任しております。当社と株式会社森経営コンサルティングとの間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役寺西章悟氏は、田島・寺西・遠藤法律事務所の代表パートナー弁護士を兼任しております。当社と田島・寺西・遠藤法律事務所との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役角野里奈氏は、角野里奈公認会計士事務所の代表、株式会社エスクリの社外取締役(監査等委員)、株式会社リビングプラットフォームの社外監査役を兼任しております。当社と角野里奈公認会計士事務所、株式会社エスクリ、株式会社リビングプラットフォームとの間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言状況及び社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	小川 卓	18回/18回	—	IT業界における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験と幅広い見識に基づき、当社の経営全般について客観的な視点から積極的に発言を行っております。
社外取締役	森 泰一郎	18回/18回	—	経営戦略分野における豊富な経験と深い見識に基づき、当社の経営全般について客観的な視点から積極的に発言を行っております。
社外監査役	寺西 章悟	18回/18回	13回/13回	弁護士としての豊富な経験と法律に関する専門知識に基づき、中立の立場から、実効性の高い監査の実現のため、積極的に発言を行っております。
社外監査役	角野 里奈	18回/18回	13回/13回	公認会計士としての専門的な知識と豊富な経験に基づき、中立の立場から、実効性の高い監査の実現のため、積極的に発言を行っております。

(注) 上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

#### (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主のみなさまに対する利益還元を経営の重要課題であると認識しており、中長期的な企業価値の向上に必要な投資を推進しつつ、安定的・継続的な株主還元を実施することを基本方針に掲げております。2023年5月に開示いたしました中期経営計画では、安定的な配当実施と資本効率の継続的な向上を目的に、DOE（Dividend on equity ratioの略で「株主資本配当率」のこと）を配当関連指標に設定し、2026年3月期の目標としてDOE2.0%以上を掲げて、年間配当額を維持又は段階的に増額していく旨を公表しております。以上を踏まえ、当期における期末配当金につきましては、2024年1月31日に開示いたしました「通期業績予想の修正（上方修正）及び配当予想の修正（増配）に関するお知らせ」に記載のとおり、前回予想の1株につき6円50銭から2円増配の8円50銭とさせていただきます。すでに実施している中間配当6円50銭とあわせまして、年間配当金は15円00銭となります。

次期の配当につきましては、1株当たり18円00銭（中間9円00銭、期末9円00銭）を予定しております。

なお、当社は剰余金の配当を取締役会にて行うことができる旨を定款に定めております。

- 
- (注) 1. 本事業報告は、特段の記載がない限り、2024年3月31日における事項について記載しております。
2. 本事業報告中の記載金額は、特段の記載がない限り、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>5,565,374</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,000,741</b>
現金及び預金	4,945,451	買掛金	261,230
売掛金	597,968	未払金	208,505
その他	22,484	一年内返済予定借入金	82,038
貸倒引当金	△530	未払費用	41,914
<b>固定資産</b>	<b>735,781</b>	未払法人税等	257,436
<b>有形固定資産</b>	<b>33,384</b>	未払消費税等	79,168
建物及び構築物	24,466	賞与引当金	54,975
工具、器具及び備品	8,918	その他	15,471
<b>無形固定資産</b>	<b>505,931</b>	<b>固定負債</b>	<b>18,790</b>
ソフトウェア	313,283	資産除去債務	17,123
のれん	191,837	その他	1,666
その他	810	<b>負債合計</b>	<b>1,019,531</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>196,464</b>	<b>純資産の部</b>	
投資有価証券	18,550	<b>株主資本</b>	<b>5,266,247</b>
繰延税金資産	119,648	資本金	1,261,278
敷金及び保証金	57,611	資本剰余金	1,177,914
その他	654	利益剰余金	2,827,054
<b>資産合計</b>	<b>6,301,155</b>	<b>新株予約権</b>	<b>15,375</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>5,281,623</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>6,301,155</b>

# 連結損益計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		3,559,637
売上原価		957,164
売上総利益		2,602,473
販売費及び一般管理費		1,668,829
営業利益		933,643
営業外収益		
受取利息	224	
その他	7,189	7,413
営業外費用		
支払利息	598	
為替差損	387	
固定資産廃棄損	2,714	
その他	14	3,714
経常利益		937,342
特別損失		
減損損失	5,295	
関係会社清算損	1,180	6,476
税金等調整前当期純利益		930,866
法人税、住民税及び事業税	321,997	
法人税等調整額	△22,492	299,505
当期純利益		631,361
親会社株主に帰属する当期純利益		631,361

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類



# 損益計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		3,361,497
売上原価		824,130
売上総利益		2,537,366
販売費及び一般管理費		1,585,106
営業利益		952,260
営業外収益		
受取利息	15	
関係会社業務受託収入	3,107	
雑収入	5,271	8,395
営業外費用		
為替差損	377	
固定資産廃棄損	2,601	2,979
經常利益		957,675
特別損失		
関係会社株式評価損	9,922	9,922
税引前当期純利益		947,753
法人税、住民税及び事業税	315,897	
法人税等調整額	△7,238	308,659
当期純利益		639,093

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

ニフティライフスタイル株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
横浜事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西川 福之

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森竹 美江

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ニフティライフスタイル株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニフティライフスタイル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

ニフティライフスタイル株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
横浜事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西川 福之

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森竹 美江

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ニフティライフスタイル株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第7期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月10日

ニフティライフスタイル株式会社 監査役会

常勤監査役 藤城 哲哉

社外監査役 寺西 章悟

社外監査役 角野 里奈

(戸籍名 岡田 里奈)

以上

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

今後の事業内容の拡大・多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

2. 変更内容

変更内容は以下のとおりであります。

(下線部は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>第2条（目的） 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>(新 設) (新 設)</p> <p>2. ~15. (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>16. (条文省略)</p>	<p>第2条（目的） 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p><u>2. 電気通信事業法に基づく電気通信事業</u></p> <p><u>3. 前号のネットワークを利用した情報・サービスの提供</u></p> <p>4. ~17. (現行どおり)</p> <p><u>18. 住宅設備リフォーム業およびコンサルティング業</u></p> <p>19. (現行どおり)</p>

## 第2号議案 取締役6名選任の件

現任の取締役6名全員が、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位等	取締役会出席状況		
1	重任 なり た たか し <b>成 田 隆 志</b>	代表取締役社長兼社長執行役員	18回/18回 (100%)		
2	重任 ひろ た とも み <b>広 田 朋 美</b> (戸籍上の姓名) み かみ とも み <b>三 上 朋 美</b>	取締役兼常務執行役員 人材組織開発部長	18回/18回 (100%)		
3	重任 あさ の ゆう た <b>浅 野 雄 太</b>	取締役兼執行役員 経営管理部長	18回/18回 (100%)		
4	再任 はやし たけ ひろ <b>林 丈 博</b>	—	—		
5	重任 お がわ たく <b>小 川 卓</b>	<table border="1"> <tr><td>独立役員</td></tr> <tr><td>社外取締役</td></tr> </table>	独立役員	社外取締役	社外取締役 18回/18回 (100%)
独立役員					
社外取締役					
6	重任 もり たいいちろう <b>森 泰一郎</b>	<table border="1"> <tr><td>独立役員</td></tr> <tr><td>社外取締役</td></tr> </table>	独立役員	社外取締役	社外取締役 18回/18回 (100%)
独立役員					
社外取締役					

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	 <p data-bbox="250 550 459 616">なり た たか し 成田 隆 志 (1977年5月16日生)</p> <p data-bbox="323 641 387 677"><b>重任</b></p>	<p data-bbox="489 228 1195 712">           2000年3月 株式会社産案入社            2002年10月 ニフティ株式会社入社            2018年2月 当社代表取締役            2018年4月 ニフティ株式会社執行役員WEB事業部長            2018年6月 同社取締役兼執行役員WEB事業部長            2018年10月 当社代表取締役社長兼社長執行役員            ニフティネクサス株式会社取締役副社長            2019年2月 ニフティ株式会社取締役兼常務執行役員WEB事業部長            2019年4月 同社取締役兼常務執行役員            当社代表取締役社長兼社長執行役員事業開発部長            ニフティネクサス株式会社代表取締役社長兼社長執行役員            株式会社Tryell取締役            2019年7月 当社代表取締役社長兼社長執行役員（現任）            2019年10月 当社へ転籍            2023年10月 株式会社GiRAFFE&amp;Co.取締役（現任）            （現在に至る）         </p> <p data-bbox="489 737 817 792">           （重要な兼職の状況）            株式会社GiRAFFE&amp;Co.取締役         </p> <p data-bbox="489 798 1347 955"> <b>【取締役候補者とした理由】</b>            成田隆志氏は、長年にわたりWEBサービス事業の指揮を執り、当社設立時より代表取締役社長として当社グループ全体の事業成長に貢献してまいりました。今後も、同氏が持つ理念と強力なリーダーシップにより、当社グループのさらなる事業成長への貢献ができるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。         </p>	25,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	 <p>ひろ た とも み 広田 朋美 (1977年4月9日生)</p> <p>(戸籍上の姓名) み かみ とも み 三上 朋美</p> <p><b>重任</b></p>	<p>2007年3月 ニフティ株式会社入社 2018年4月 当社取締役ライフ事業部長 2018年10月 当社取締役兼執行役員ライフ事業部長 2019年4月 当社取締役兼常務執行役員事業統括部長 株式会社Tryell取締役 2019年9月 当社取締役兼常務執行役員求人プラットフォーム部長 2019年10月 当社へ転籍 当社取締役兼常務執行役員事業本部長 2020年9月 株式会社Tryell取締役 2023年10月 株式会社GiRAFFE&amp;Co.取締役(現任) 2024年4月 当社取締役兼常務執行役員人材組織開発部長(現任) (現在に至る)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社GiRAFFE&amp;Co.取締役</p> <p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 広田朋美氏は、長年にわたりWEBサービス事業に携わり、事業拡大に必要な組織づくりに豊富な経験と知識を有しております。同氏は、その経験を活かし当社企業成長に向けて組織体制の構築、戦略人事等を執行する立場にふさわしいと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	19,000株
3	 <p>あさ の ゆう た 浅野 雄太 (1983年7月27日生)</p> <p><b>重任</b></p>	<p>2006年4月 三菱商事株式会社入社 2009年6月 三菱商事(上海)有限公司 2011年9月 三菱商事株式会社財務部資金チーム 2015年6月 楽天株式会社入社 2016年11月 同社IR部企画調査グループマネージャー 2018年7月 OLTA株式会社執行役員CFO 2019年3月 同社取締役CFO 2022年3月 当社管理本部副本部長 2022年4月 当社経営管理副本部長 2022年6月 株式会社Tryell取締役 当社取締役兼執行役員経営管理部長 2023年6月 当社取締役兼執行役員管理本部長兼経営管理部長 2023年10月 株式会社GiRAFFE&amp;Co.取締役(現任) 2024年4月 当社取締役兼執行役員経営管理部長(現任) (現在に至る)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社GiRAFFE&amp;Co.取締役</p> <p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 浅野雄太氏は、長年にわたり経営管理業務に携わり、IR、財務等に関する豊富な経験と知識を有しております。今後も、同氏はさらなる当社企業成長に向けて、財務戦略等を立案、執行する立場にふさわしいと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	 <p>はやし たけ ひろ 林 丈 博 (1972年9月19日生)</p> <p><b>再任</b></p>	<p>1997年4月 ニフティ株式会社入社  2009年4月 同社サービスビジネス事業本部サービスビジネス推進部課長  2012年5月 株式会社グロガス事業企画部長  2016年10月 ニフティ株式会社経営戦略室経営戦略推進部長  2018年1月 同社執行役員兼経営管理統括部長代行兼総務グループ長  2018年6月 同社取締役兼執行役員兼人事総務統括部長兼総務グループ長  2019年4月 同社取締役兼執行役員兼経営管理統括部長兼総務グループ長  ニフティネクサス株式会社監査役  当社取締役  2019年8月 ニフティネクサス株式会社取締役  2020年3月 当社取締役退任  2020年5月 株式会社ビジネスグランドワークス取締役  2020年6月 ニフティ株式会社取締役兼常務執行役員兼経営管理統括部長兼人事総務グループ長  2021年3月 ニフティ・セシール株式会社取締役  株式会社セシール取締役 (現任)  2023年2月 ニフティコミュニケーションズ株式会社取締役  2023年6月 ニフティ株式会社取締役兼専務執行役員兼経営管理統括部長  2024年4月 ニフティ株式会社取締役兼専務執行役員兼経営管理統括部長兼人事総務グループ長 (現任)  (現在に至る)</p> <p>(重要な兼職の状況)  ニフティ株式会社取締役  株式会社セシール取締役</p> <p><b>【取締役候補者とした理由】</b>  林丈博氏は、長年にわたりニフティ株式会社において経営戦略及び経営管理業務に携わるとともに、関係会社の経営への関与を通して豊富な経験と幅広い見識を有しており、過年度において当社取締役に就任いただいた際にも当社の経営体制強化および経営全般について多くの助言をいただいております。今後の当社の事業拡大・成長に向け、経営体制の強化及びコーポレートガバナンス体制の強化に寄与していただくために必要と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</p>	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	 <p data-bbox="250 591 459 662">お がわ たく 小 川 卓 (1978年3月23日生)</p> <p data-bbox="323 686 387 802"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">重任</span>  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span>  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span> </p>	<p data-bbox="488 228 1195 843">           2003年4月 日本マイクロソフト株式会社入社            2003年10月 株式会社ウェブマネー入社            2006年9月 株式会社リクルート (現株式会社リクルートホールディングス) 入社            2012年10月 株式会社サイバーエージェント入社            2014年6月 デジタルハリウッド大学院客員准教授            2014年7月 アマゾンジャパン合同会社入社            2015年2月 株式会社 UNCOVER TRUTH Chief Analytics Officer (現任)            2015年3月 株式会社Faber Company Chief Analytics Officer            2016年1月 SoZo株式会社最高分析責任者 (現任)            一般社団法人ウェブ解析士協会顧問 (現任)            2016年4月 デジタルハリウッド大学院客員教授            2017年1月 株式会社HAPPY ANALYTICS代表取締役社長 (現任)            2018年2月 株式会社日本ビジネスプレス Chief Analytics Officer (現任)            2019年8月 当社社外取締役 (現任)            2020年2月 株式会社Faber Company 取締役 Chief Analytics Officer (現任)            2023年6月 株式会社ナンバー 顧問 (現任) (現在に至る)         </p> <p data-bbox="488 867 984 949">           (重要な兼職の状況)            株式会社HAPPY ANALYTICS代表取締役社長            株式会社Faber Company取締役         </p> <p data-bbox="488 958 1347 1194"> <b>【社外取締役候補者とした理由等】</b>            小川卓氏は、長年にわたるWEBマーケティング領域における豊富な経験と専門知識を有しており、社外取締役として当社の経営及び提供サービスに対して多くの助言をいただいております。また、指名報酬委員としてコーポレートガバナンス体制の向上にも深く関与いただいております。今後も、同氏は経営体制の強化に必要と判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。            なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。         </p>	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
6	 <p>もり たいいちろう 森 泰一郎 (1988年1月30日生)</p> <p><b>重任</b> <b>社外</b> <b>独立</b></p>	<p>2013年4月 株式会社XEED入社 2014年4月 ラクスル株式会社入社 2016年6月 株式会社BuySell Technologies取締役 COO兼CSO 2017年10月 森経営コンサルティング設立 2018年9月 株式会社森経営コンサルティング設立 代表取締役(現任) 2021年4月 当社社外取締役(現任) (現在に至る)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社森経営コンサルティング代表取締役</p> <p><b>【社外取締役候補者とした理由等】</b> 森泰一郎氏は、長年にわたる経営分野におけるコンサルティング経験など豊富な専門知識を有しており、社外取締役として当社の経営に対して多くの助言をいただいております。また、指名報酬委員としてコーポレートガバナンス体制の向上にも深く関与いただいております。今後も、同氏は経営体制の強化に必要と判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。</p>	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 小川卓、森泰一郎の各氏は社外取締役候補者であります。  
当社は、小川卓、森泰一郎の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、各氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。  
本総会終結の時における当社社外取締役在任期間は、小川卓氏について4年10か月、森泰一郎氏について3年2か月であります。
3. 社外取締役との責任限定契約について  
当社は、現行定款において社外取締役との間で、損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、現任の社外取締役である小川卓氏及び森泰一郎氏との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める最低限度額を限度として損害賠償責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。  
本総会において、各氏の重任が承認された場合、当社は各氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
4. 会社の役員等賠償責任保険契約について  
当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告の14頁に記載のとおりです。候補者各氏が選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は、2024年7月に同程度の内容で更新を予定しております。
5. 林文博氏は、現在親会社であるニフティ株式会社の業務を執行しております。なおニフティ株式会社における地位および担当につきましては、「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載の通りであります。

### 第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬等決定の件

当社の取締役の報酬額は、2019年6月19日開催の第2回定時株主総会において、年額60百万円以内とご承認いただいております。

今般、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対して、取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆さまと共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入するものとし、上記の報酬枠及び第4号議案（ストックオプション）とは別枠として、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案に基づき、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は年額10百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名報酬委員会の審議を経たうえで取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、本株主総会で第2号議案が原案どおり承認可決されますと、同じく6名（うち社外取締役2名）となります。

対象取締役に対して割当てする譲渡制限付株式の内容は以下のとおりです。

#### 1. 譲渡制限付株式の発行に伴う払込みに関する事項

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。

#### 2. 対象取締役に対して割当てする譲渡制限付株式の数

本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年5,000株を上限といたします。但し、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

なお、本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される普通株式の1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

### 3. 対象取締役に割当てる譲渡制限付株式に関する事項

当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものとしたします（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下、「本割当株式」といいます。）。

#### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものとしたします。

#### (2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役が、本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までに、正当な理由により退任又は退職した場合又は死亡により退任又は退職した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとしたします。

#### (3) 無償取得事由

対象取締役が、本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までに、正当な理由によらず退任又は退職した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

#### (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとしたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

#### (5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。

#### 4. 譲渡制限付株式を割当てることが相当である理由

当社は2022年5月13日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告14ページに記載のとおりであります。本議案に基づく本譲渡制限付株式の付与は、当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合、当該方針を本制度を含む内容に改定することを予定しております。また、本譲渡制限付株式の価値を付与に係る取締役会決議時点の時価で評価した金額は年額10百万円以内とすること、当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年5,000株を上限としており、発行済総数に対する希釈化率は0.08%程度と軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

なお、本制度により対象取締役に割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

## 第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の理由等により当社の取締役、執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して、ストックオプションとして新株予約権を発行すること、並びに新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社の取締役の報酬額は、2019年6月19日開催の当社第2回定時株主総会において、報酬額を年額60百万円以内とご承認いただいておりますが、本株主総会の開催日から1年以内に限り、当該報酬枠及び第3号議案（譲渡制限付株式報酬）とは別枠にて、当社の取締役に対し報酬等として30百万円以内において、下記記載の理由と同じ理由で新株予約権を割当てることにつきましても、併せてご承認をお願いするものであります。当社取締役に対する割当ては、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づき、業績の向上を通じて企業価値及び株主価値の持続的な向上を図る経営を推進するインセンティブを与えるものとして、役位・職責・当社の業績等を総合的に勘案し、指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で決定しており、その内容は相当なものであると判断しております。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）であり、本株主総会における第2号議案が原案どおり可決されますと、同じく取締役は6名（うち社外取締役2名）となります。

### 記

1. 特に有利な条件をもってストックオプションとして新株予約権を発行することが必要な理由

当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び従業員の当社グループ業績向上に対する意欲、士気を一層高め、さらなる企業価値の向上を図ること。

2. 新株予約権の上限

650個を上限とする。

このうち、当社取締役に付与する新株予約権は225個（うち社外取締役分は60個）を本株主総会の開催日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。なお、上記上限の数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

3. 新株予約権を行使することができる期間

割当決議日後2年を経過した日から当該決議日後10年を経過する日までとする。

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式65,000株を上限とする。

なお、新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

また、本株主総会終結後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当て又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当て又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割又は株式無償割当ての場合は、当該株式分割又は株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割又は株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割又は株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

#### 5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該金額が新株予約権の割当日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

ただし、以下 i、ii、又は iii の各事由が生じたときは、各算式により調整された行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

i 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

ii 当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

iii 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。

## 8. 新株予約権の取得条項

(1) 以下の i、ii、iii、iv 又は v のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ii 当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案

iii 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(2) 新株予約権者が、下記11. (1) に定める新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合、もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

## 9. 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- i 交付される1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ii 再編後払込金額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記5. で定められる行使価額を調整して得られる額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記3. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記3. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記6. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項  
上記8. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件  
下記11. に準じて決定する。
10. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め  
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
11. その他の新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、その他正当な理由が存すると取締役会が認めた場合は権利行使をなしうるものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
12. 新株予約権の払込金額  
新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないものとする。

以 上

